法律

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年十一月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第八十三号

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律

（特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の一部改正）

第一条　特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

題名中「特定地域」の下に「及び準特定地域」を加える。

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　特定地域及び準特定地域の指定（第三条・第三条の二）
第三章　基本方針等（第四条―第七条）
第四章　協議会（第八条）
第五章　特定地域計画等
　第一節　特定地域計画（第八条の二―第八条の六）
　第二節　事業者計画（第八条の七―第八条の九）
　第三節　合意事業者以外の一般乗用旅客自動車運送事業者に対する措置（第八条の十）
　第四節　営業方法の制限に関する命令（第九条―第十四条）
第六章　準特定地域計画等（第八条の十一）
第七章　特定地域及び準特定地域における許可等の特例
　第一節　特定地域における許可等の特例（第十四条の二・第十四条の三）
　第二節　準特定地域における許可等の特例（第十四条の四―第十五条の二）
第八章　特定地域及び準特定地域における運賃の特例（第十六条―第十六条の四）
第九章　雑則（第十七条―第二十条）
第十章　罰則（第二十条の二―第二十一条）
附則

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に、「の指定及び」を「及び準特定地域の指定並びに」に、「地域計画」を「特定地域計画の作成並びにこれに基づく一般乗用旅客自動車運送事業者による供給輸送力の削減及び活性化措置の実施、準特定地域において組織される協議会による準特定地域計画」に、「特定事業等」を「活性化事業等」に、「並びに特定地域」を「並びに特定地域及び準特定地域」に、「より、特定地域」を「より、特定地域及び準特定地域」に改める。

第二条第一項中「の一般乗用旅客自動車運送事業」の下に「（国土交通大臣が指定するものを除く。）」を加え、同条第七項中「規定する事業用自動車」の下に「（国土交通大臣が指定するものを除く。）」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項中「特定事業」を「活性化事業」に改め、「措置」の下に「（一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力を増加させるものとして国土交通省令で定めるものを除く。）」を加え、「適正化及び」を削り、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　この法律において「活性化措置」とは、活性化事業その他の一般乗用旅客自動車運送事業の活性化を推進するために行う事業及び一般乗用旅客自動車運送事業の譲渡又は譲受け、一般乗用旅客自動車運送事業者たる法人の合併又は分割その他経営の合理化に資する措置として国土交通省令で定めるものをいう。

第二条第五項の次に次の一項を加える。

6　この法律において「準特定地域」とは、第三条の二第一項の規定により指定された地域をいう。

第二十一条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「前二条」に、「同項の刑」を「、各本条の罰金刑」に改め、同項を同条とし、第六章中同条の前に次の二条を加える。

第二十条の二　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第十六条の二の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
二　第十七条の三第一項の規定による輸送施設の使用の停止又は一般乗用旅客自動車運送事業の停止の処分に違反した者

第二十条の三　次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一　第八条の二第一項の認可を受けていない特定地域計画に定められた事項（同条第二項に掲げる事項に限る。）を実施した者
二　第八条の九第一項から第三項まで若しくは第五項、第八条の十一第一項若しくは第十七条の二又は第十七条の三第二項において準用する道路運送法第四十一条第一項の規定による命令に違反した者
三　第十六条の四第一項の規定による届出をしないで、又は同項の規定により届け出た運賃によらないで、運賃を収受した者
四　第十六条の四第三項の規定による命令に違反して、運賃を収受した者
五　第十七条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
六　第十七条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
七　第十七条の三第二項において準用する道路運送法第四十一条第三項の規定に違反した者

第六章を第十章とする。

第五章の章名を次のように改める。

第五章　特定地域及び準特定地域における運賃の特例

第十六条を次のように改める。

（運賃の範囲の指定）

第十六条　国土交通大臣は、第三条第一項又は第三条の二第一項の規定により特定地域又は準特定地域を指定した場合には、当該特定地域又は準特定地域において協議会が組織されているときは、国土交通省令で定めるところにより、当該協議会の意見を聴いて、当該特定地域又は準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業に係る旅客の運賃（国土交通省令で定める運賃を除く。以下同じ。）の範囲を指定し、当該運賃の範囲を、その適用の日の国土交通省令で定める日数前までに、公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の規定により指定する運賃の範囲は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　能率的な経営を行う標準的な一般乗用旅客自動車運送事業者が行う一般乗用旅客自動車運送事業に係る適正な原価に適正な利潤を加えた運賃を標準とすること。
二　特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
三　道路運送法第九条第六項第三号に規定する一般旅客自動車運送事業者の間に不当な競争を引き起こすこととなるおそれがないものであること。

3　特定地域の指定の解除後若しくは指定期間の満了後引き続き当該地域が準特定地域として指定された際又は準特定地域の指定の解除後若しくは指定期間の満了後引き続き当該地域が特定地域として指定された際、現に当該地域において適用されている第一項の運賃の範囲については、同項の規定により指定され、当該指定の日に適用があるものとして公表されたものとみなす。